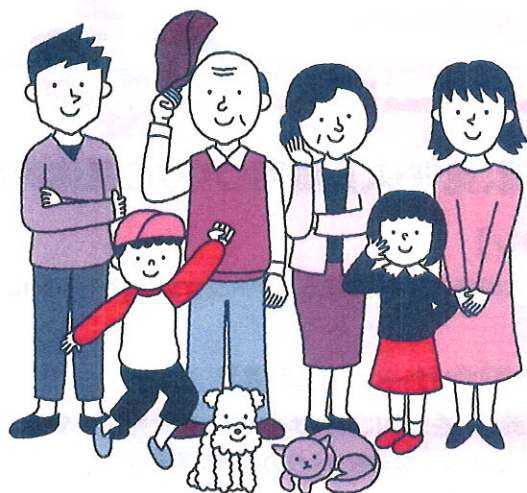


会員会費ご協力のお願い



社会福祉協議会では市民の皆様からいただいた会員会費を貴重な財源として地域福祉活動を推進しており、本会の目的に賛同し地域福祉活動に参加・協力いただける方が会員です。

地域の皆様をはじめ町内会や民生委員・児童委員、福祉・保健・医療等の関係機関・団体との連携を図りながら各種事業に取り組んでおります。

多くの皆様にご加入いただき「誰もが支え合いながら安心して暮らせるまちづくり」を進めて参りますので、ご支援・ご協力をお願い申し上げます。

社会福祉協議会には3種類の会員会費があります

会員の種類と金額

納入方法

■ 一般会員 (市内の各世帯)

1世帯……………(年額) **300円**

■ 特別会員 (地区協議会活動に賛同していただける方)

1口……………(年額) **1,000円以上**

■ 法人会員 (企業や事業所、団体)

1口……………(年額) **10,000円以上**

■ 一般会員会費・特別会員会費

地域住民を対象に各地区協議会での取りまとめをお願いしています。

■ 法人会員会費

企業・事業所・団体等へ依頼し、「銀行振込による納入」をお願いしています。

皆様から寄せられた会費で地域が支えられています

一般会員

特別会員
(地域の皆様)

法人会員
(企業や事業所等)

皆様からの会費

地区協議会を通じてお願いするほか、企業・事業所等をお願いしています。

市内の福祉活動に還元

[福島市社協] 全市的な福祉事業に活用
[地区協議会] 各地区の福祉活動に活用

福島市
社会福祉協議会
26地区協議会

～共に支え合い共に暮らす福祉社会を目指して～

「特別会員会費」はご協力いただいた皆様がお住いの地区協議会で、ふれあいサロンや昼食会、子育て支援、福祉研修会などのさまざまな活動に役立てられています。会員は任意加入です。社会福祉協議会活動の趣旨をご理解いただき、ご加入をお願いいたします。



地域における福祉活動の充実



【地区協議会での活動】

- ふれあいサロン、子育てサロンの開催
- ふれあい訪問活動
- 福祉座談会開催
- 配食サービス、昼食会の開催
- 小地域ネットワーク活動
- 災害時の支援体制づくり
- 世代間交流の促進
- 地域の担い手、ボランティアの育成
- 広報誌の発行 など



地区協議会福祉研修会

【地域での交流、見守り、居場所づくりの具体例】

【子育てサロン】

子育てに関する相談や親子のコミュニケーションづくりを目的に開催します。

【在宅高齢者配食サービス事業】

一人暮らし高齢者等を対象に配食サービスと併せ見守り・安否確認を行い、安心して安全なまちづくりの推進に努めます。

【地区協議会福祉研修会】

地域全体で社会福祉活動に取り組むにあたり、主体となっている方々の知識の向上を図ることを目的に開催します。

【ふれあい・いきいきサロン】

隣近所とのつながりを深め、生き生きと暮らすことができる地域づくりを目指します。



ふれあい・いきいきサロン



福祉に関する情報発信



【広報啓発事業】

- 広報紙「福祉たより」の発行
- 社協パンフレットの発行
- ホームページによる広報活動



社会福祉協議会の会員会費には税法上の優遇措置があります

- 特別会員会費・・・2千円を超えた金額が所得税・住民税の控除対象となります。
- 法人会員会費・・・法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。

※確定申告の際、本会の領収書を添付してください。詳しくは税務署にお尋ねください。

社会福祉法人 福島市社会福祉協議会

〒960-8002 福島市森合町10番1号 福島市保健福祉センター2階 TEL 024-533-8877

ホームページ <http://www.f-shishakyo.or.jp/>

福島市社会福祉協議会

検索